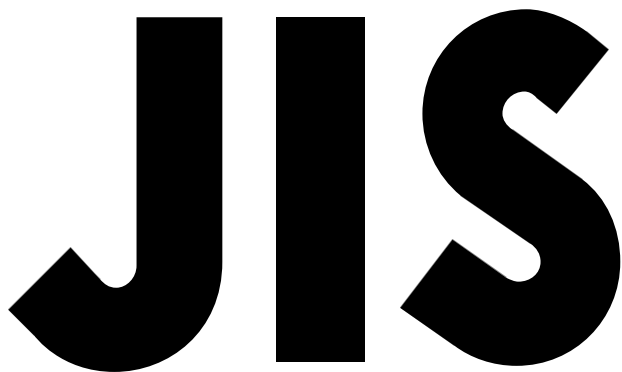




国際標準レコーディングコード (ISRC)

JIS X 0308 : 2022

(ISO 3901 : 2019)

(JSA)

令和 4 年 12 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 4.10.1 改正：令和 4.12.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.12.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報科学技術協会
(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 ISRC の構造及びフォーマット	3
4.1 一般	3
4.2 プレフィックスコード	3
4.3 年次コード	3
4.4 レコーディング番号	4
4.5 視覚表現	4
5 ISRC の付与	4
5.1 付与一般	4
5.2 従来の割当てによる登録者	4
5.3 プレフィックスコード及びレコーディング番号範囲の割当てが必要な登録者	4
5.4 登録者による ISRC の付与	5
5.5 自動付与	5
6 管理・運営	5
附属書 A (規定) ISRC 適用のための原則	7
附属書 B (規定) ISRC 体系の管理・運営	9
附属書 C (参考) ISRC の視覚表現	11
参考文献	13
解 説	14

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0308:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

国際標準レコーディングコード (ISRC)

International Standard Recording Code (ISRC)

序文

この規格は、2019 年に第 3 版として発行された **ISO 3901** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

国際標準レコーディングコード (ISRC) は、オーディオレコーディングと音楽ビデオレコーディングとを識別するために使用できる標準識別コードであり、これによって、そのようなレコーディングのそれぞれを一意に、かつ、曖昧性なく参照することが可能である。

ISRC は、レコーディングをその寿命全期間を通して識別し、レコーディングの製作者又は委任代理人によって付与される。付与された ISRC は（特に）、当該レコーディングの製作者を含むレコーディング製作者、当該レコーディングへの寄与者、レコーディングの利用者及びライセンシー、レコーディングの各種権利者を代理する集中管理団体、放送機関、メディアライブラリー及びメディアアーカイブス、音楽研究者、教師、並びにアプリケーションソフトウェア開発者によって使用される。

テキストマッチングに頼る代わりに ISRC を使用することによって、レコーディングに関する情報を保管したり、取得したり、関係者との間でやり取りしたりする必要がある場合に、より効率的で正確な識別が可能になる。これは、レコーディングが異なっても似た名前をもっている場合、又はスペル、言語、文字集合のバリエーションによってテキストマッチングの信頼性が低下する場合に特に当てはまる。

この規格では、ISRC の形式、コードの一意性を確実にする仕組、及び ISRC をレコーディングに付与する方法について示す。

1 適用範囲

この規格は、レコーディングの一意の識別のための国際標準レコーディングコード (ISRC) について規定する。

ISRC は、アナログ形式か、又はデジタル形式かにかかわらず、オーディオレコーディング及び音楽ビデオレコーディングの識別に適用可能である。

ISRC は、オーディオ又は視聴覚の製品又は媒体の番号付けには適用されない。オーディオレコーディング及び音楽ビデオレコーディングのほかの媒体を伴うパッケージの番号付けにも適用されない。

ISRC は、**ISO 15706** 規格群に従った国際標準視聴覚資料番号 (ISAN)、又は **ISO 26324** に従ったデジタルオブジェクト識別子 (DOI) が付与されていても、音楽ビデオレコーディングに対しては適用可能であるが、他の形式の視聴覚レコーディングには適用されない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。